

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年四月十六日奈良県指令建第一〇六一一三一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月二日建第九八七一号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年十一月二日建第五七一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字三輪一一三三番二及び一一四四番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字東新堂三二五番地の一
西武建設株式会社 代表取締役 國澤英明

磯城郡川西町大字結崎四八九番地の一三

さくらホーム株式会社 代表取締役 家永哲夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字三輪一一四四番一の一部

下水道 桜井市大字三輪一一四四番一の一部

一 許可番号

令和三年四月十五日奈良県指令建第一〇六一一三八号

令和三年十月八日奈良県指令建第一〇六一一三八一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月二日建第九八七二号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年十一月二日建第五七一一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市法花寺町六七番一、六七番九、六七番一〇、六七番一一、六七番一二、六七

番一三、六七番一四、六七番一五、六七番一六及び六七番一七並びに高殿町五八六番一、五八六番三、五八六番四、五八六番五、五八六番六、五八六番七、五八六番八、五八六番九、五八六番一〇、五八六番一一及び五八六番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 檀原市法花寺町六七番一四並びに高殿町五八六番一及び五八六番三

公園 檀原市法花寺町六七番一五及び六七番一六

下水道 檀原市法花寺町六七番一四及び高殿町五八六番一の各一部

水路 檀原市高殿町五八六番一二

一 許可番号

令和三年八月十二日奈良県指令建第一〇八一三四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月四日建第九八七三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市佐保庄町五一八番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市北今市五丁目五二〇番地一 メナス二上二〇七号

岸本卓也